

# 預金規定改正のお知らせ

2026年6月1日  
株式会社SBI新生銀行

他行を支払地とする手形・小切手の預金入金受付終了に伴い、以下のとおり各種預金規定を改正いたします。なお、改正後の規定は、改正前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

- 改正日：2026年6月15日
- 改正対象規定及び改正内容

- ・普通預金規定（法人用）
- ・普通預金規定（個人ご融資先用）

※下線部が改正箇所

改正前（2026年6月14日まで）	改正後（2026年6月15日以降）
<b>第3条（証券類の受入れ）</b> (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 (2)～(4) 省略 (5) 証券類の取立のためにとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます	<b>第3条（証券類の受入れ）</b> (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2)～(4) 省略 (5) 証券類の取立のためにとくに費用を要する場合には、 <u>当行所定の方法により表示する</u> 代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。
<b>第7条（利息）</b> この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでの残高から除く。）について付利単位を1円として、毎月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します	<b>第7条（利息）</b> この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでの残高から除く。）について付利単位を1円として、毎月の当行所定の日に、 <u>当行所定の方法により表示する</u> 毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

- ・決済用円普通預金規定（法人用）

改正前（2026年6月14日まで）	改正後（2026年6月15日以降）
<b>第3条（証券類の受入れ）</b> (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 (2)～(4) 省略 (5) 証券類の取立のためにとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	<b>第3条（証券類の受入れ）</b> (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2)～(4) 省略 (5) 証券類の取立のためにとくに費用を要する場合には、 <u>当行所定の方法により表示する</u> 代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

- ・通知預金規定（法人・ステートメント口）

改正前（2026年6月14日まで）	改正後（2026年6月15日以降）
<b>第4条（証券類の受入れ）</b> (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 省略	<b>第4条（証券類の受入れ）</b> (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 省略
<b>第5条（利息）</b> (1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。 (2)(3) 省略	<b>第5条（利息）</b> (1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について <u>当行所定の方法により表示する</u> 毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。 (2)(3) 省略

- ・通知預金規定（法人・証書口）

改正前（2026年6月14日まで）	改正後（2026年6月15日以降）
<b>第3条（証券類の受入れ）</b> (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 省略	<b>第3条（証券類の受入れ）</b> (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 省略
<b>第4条（利息）</b> (1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。 (2)(3) 省略	<b>第4条（利息）</b> (1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について <u>当行所定の方法により表示する</u> 毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。 (2)(3) 省略

- ・自由金利型定期預金規定（法人・ステートメント口）
- ・自由金利型定期預金(M型)規定（法人・ステートメント口）

改正前（2026年6月14日まで）	改正後（2026年6月15日以降）
<b>第3条（証券類の受入れ）</b> (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 省略	<b>第3条（証券類の受入れ）</b> (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <b>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</b> (2) 省略

- ・自由金利型定期預金規定（法人・証書口）
- ・自由金利型定期預金(M型)規定（法人・証書口）

改正前（2026年6月14日まで）	改正後（2026年6月15日以降）
<b>第2条（証券類の受入れ）</b> (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 省略	<b>第2条（証券類の受入れ）</b> (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <b>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</b> (2) 省略

- ・変動金利定期預金規定(単利型)（法人・証書口）

改正前（2026年6月14日まで）	改正後（2026年6月15日以降）
<b>第2条（証券類の受入れ）</b> (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 省略	<b>第2条（証券類の受入れ）</b> (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <b>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</b> (2) 省略
<b>第3条（利率の変更）</b> この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その預入金額に応じて、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。 ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。	<b>第3条（利率の変更）</b> この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その預入金額に応じて、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の <b>当行が別途表示する</b> 利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。 ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。
<b>第9条（保険事故発生時における預金者からの相殺）</b> (1)(2) 省略 (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。ただし、利率の変更の際に店頭に表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。 ② 省略 (4)(5) 省略	<b>第9条（保険事故発生時における預金者からの相殺）</b> (1)(2) 省略 (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。ただし、利率の変更の際に <b>当行所定の方法により</b> 利率が表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。 ② 省略 (4)(5) 省略

以上